

関島社会保険労務士事務所便り

2013年
7月号

社会保険労務士・行政書士
関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-5010

HP: <http://www.srseki.info>



(桔梗)

年金事務所 4年に1回は事業主「呼び出し」

◆社会保険の標準報酬月額算定

健康保険と厚生年金保険（社会保険）の標準報酬月額を算定する算定基礎届の提出にあたって、「呼び出し審査」が、4年に1回はすべての事業所に実施することになりました。今回、呼び出されなかった事業所は今年度以降、逐次呼び出され、審査を受けることとなります。

審査では、**賃金台帳、出勤簿、直近の源泉所得税納付領収書**などの提示が求められます。審査の主な目的は、標準報酬月額の算定及び従業員の社会保険加入が規定どおり行われているか否かです。

標準報酬月額の算定は、原則として4月～6月（給与支払い基礎日数が17日以上あることが必要）の報酬額をもとに算出します。但し、昨年度よりこの取扱いが若干修正され、前年7月～当年6月までの1年間月平均標準によって算定した標準報酬月額と比べて2等級以上の差があり、この差が業務上、例年発生することが見込まれる場合、過去1年間の月平均報酬額によって算定することになっています。

◆社会保険に加入させるべき者

事業主は、①その事業所の通常の労働者の労働時間・労働日数のおおむね3/4以上

勤務していて、②常用的な雇用関係がある従業員については、社会保険に加入させなければなりません。

◆一番の目的は加入漏れチェック

毎月の月額変更等が正しく行われているか、報酬月額が正しく届け出されているかということはもちろん大事ですが、この調査の一番の目的は加入漏れのチェック。つまり加入義務のある労働者を未加入にしていないかということです。

源泉所得税納付書の領収証書を持参しますが、この領収証書には賃金総額や人数が載っていますから、賃金台帳から未加入のフルタイム労働者を外してごまかそうとしても、数字を突き合わせればごまかしは見破られることとなります。

◆「呼び出し」には社労士が代行します

社会保険労務士は、算定基礎届の作成事務は勿論、年金事務所からの「呼び出し診査」についても事業主に代わって行うことができます。呼び出しの通知が届いているときはご連絡ください。



高額療養費 限度額認定申請書

高額な医療費がかかるときの窓口負担軽減

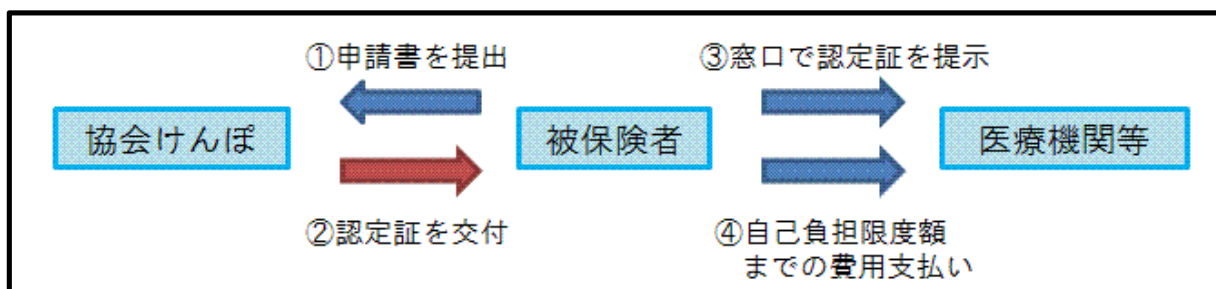
医療機関等の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請することにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」(下記*参照)があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。そのため、高額な医療費がか

かるときは、「限度額認定証」の交付を事前に受け、病院等窓口で提示することで窓口での支払いが軽減されます。

国民健康保険にも同様の制度があります。国保加入の人は市区町村の国民健康保険課にお問い合わせください。

※1 保険医療機関(入院・外来別)、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となることがあり、保険外負担分(差額ベッド代など)や、入院時の食事負担額等は対象外となります。



◆自己負担限度額について

自己負担限度額は被保険者の所得区分によって次の3つに分類されます。

上位所得者(標準報酬月額53万円以上)

- ・申請書の種類: 限度額適用認定申請書
- ・自己負担限度額: 150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%
- ・多数該当(年間4回目以降): 83,400円

一般所得者

- ・申請書の種類: 限度額適用認定申請書
- ・自己負担限度額: 80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
- ・多数該当: 44,400円

低所得者(住民税非課税)

- ・申請書の種類: 限度額適用・標準負担額減額認定申請書

- ・自己負担限度額: 35,400円
- ・多数該当: 24,600円

◆限度額適用認定証申請時の留意点

- ① 被保険者が低所得者に該当する場合は「健康保険限度額適用認定申請書」では申請できません。「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください。
- ② 限度額適用認定証の有効期間は、申請書を受け付けた日の属する月の1日(資格を取得した月の場合は資格取得日)から最長で1年間の範囲となります。
- ③ 申請書受付月より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。日程に余裕を持ってご提出ください。

厚労省 「職場における腰痛予防対策指針」改訂

「抱きかかえ」を原則として禁止

厚生労働省は5月18日、「職場における腰痛予防対策指針」を改訂したことを公表しました。指針の改訂は19年ぶり。

新指針は、腰部に著しい負担のかかる、「抱きかかえ」を原則として禁止するとともに、腰痛が多発している社会福祉施設における介護作業にも適用を拡大しています。

介護現場の腰痛発生大幅増加

今回、指針を改訂した背景には、介護現場における腰痛発生件数が大幅に増加していることがあります。

2000年4月に介護保険制度がスタートして以降、介護労働者は1.7倍程に増加していますが、腰痛労災はそれを上回るペースで増加しています。社会福祉施設における休業4日以上の腰痛の件数をみると、2002年は363件だったのに対し、2011年は過去最高の1002件を記録しました。

こうした状況を踏まえ、厚労省では今年1月から有識者を交え、検討会を開始。検討会では、社会福祉施設における腰痛予防対策などが議論され、腰痛がもっとも多く発生するのは入浴

介護時の移乗中で、とくに単独作業中であることが明らかとなりました。こうした検討結果を踏まえ、広く職場における腰痛の予防を一層推進するため19年ぶりの全面改訂になりました。

新指針では、高齢者介護施設において腰痛が多発していることを踏まえ、適用範囲を拡大。従来の「重症心身障害児施設等における介護作業」から「福祉・医療等における介護・看護作業」まで広げました。

併せて、ベッドから抱きかかえるなど、腰に著しい負担がかかる移乗介助は、原則として、人の力で抱き上げることを禁止し、リフトなど介護機器の活用を求めています。また、やむを得ず人力で抱きかかえなければならない場合には、「できるだけ適切な姿勢にて身長差の少ない2名以上で作業すること」と明記し、きめの細かい予防策を講じるよう求めています。

厚労省は、今年度は社会福祉施設に対する指針の普及・定着を進めるため、介護事業者を対象とした腰痛予防対策講習会の開催などの支援事業にも力を入れることにしています。

平成23年に発生した休業4日以上の腰痛

業種	災害性腰痛	非災害性腰痛	全産業に占める割合 (%)	
製造業	754	92	15.9	
農林・水産・鉱業	78	9	1.6	
建設業	237	27	5.0	
運輸・交通・貨物業	701	72	14.5	
卸売・小売業・	680	74	14.2	
理美容・金融・他商業	79	17	1.9	
保健衛生	医療保健業	355	35	7.3
	社会福祉施設（介護等）	897	105	18.8
	その他の保健衛生業	26	1	0.5
	小計	1278	141	26.6
清掃・と畜業	221	19	4.5	
その他の事業	764	80	15.9	

●消費増税に伴い、初診・再診料引上げへ

厚生労働省は、2014年4月から消費税率が8%に上がることに伴い、病院・診療所での初診料（現在は一律2,700円）と再診料（現在は原則690円）を引き上げる方針を固めた。また、入院基本料も引き上げる方針である。上げ幅は12月末までに決定する。（6月27日）

●医療費抑制へ保健指導

厚生労働省は、2014年度からすべての健康保険組合（約1,400）に対し、医療費抑制のために加入者向けの保健指導の計画（データヘルス計画）の作成と公表を求める。また、健康診断の数値が異常であるにもかかわらず、通院していない人に対し、医療機関の受診を勧めることも促す。（6月26日）

●初産の平均年齢が初の30歳超え

政府は、2013年版の「少子化社会対策白書」を閣議決定した。少子化の要因について、「晩婚化」や、女性が第1子を出産する平均年齢が30.1歳となり、初めて30歳を超えるなど「晩産化」の進展、生涯未婚の男女の急増などの「非婚化」があるとしている。（6月26日）

●国民年金納付率が7年ぶりに改善

厚生労働省は、2012年度の国民年金保険料納付率が59.0%（前年度58.6%；過去最低）となり、目標の60%は下回ったものの、7年ぶりに改善したことを発表した。日本年金機構や業務委託先の民間業者が連携を強め、滞納者に対する催促が納付率の上昇に影響したとしている。（6月24日）

●「心の病」で労災 過去最多

厚生労働省が「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」を公表し、職場でのストレスが原因でうつ病などの精神疾患にかかり、2012年度に労災認定された人が475人（前年度比150人増）となり、3年連続で過去最多を更新したことがわかった。このうち自殺者（未遂を含む）は93人（前年度比27人増）に上り、こちらも過去最多となった。（6月22日）

●働く女性の半数が出産退職

政府は、2013年度版男女共同参画白書を閣議決定した。白書では、働く女性（農林漁業を除く）の28%が結婚を機に退職し、職場に残った女性についても51%が第1子の出産を機に離職している実態を紹介し、子育てと仕事が両立できるよう、企業の積極的な取組みが必要だと指摘している。（6月21日）

●「主婦年金」救済の改正国民年金法が成立

夫の退職時などに年金の切替えを忘れて保険料の未納が生じた専業主婦を救済する改正国民年金法が参議院本会議で可決、成立した。3年間の時限措置として、過去10年分の未納分を追納できるようにする内容。（6月20日）

●ニートが過去最多の2.3% 63万人に

政府は、2013年版「子ども・若者白書」を閣議決定し、15～34歳の若者の中で、仕事を持たず学校にも行っていない「ニート」の割合が2.3%（前年比0.1ポイント増）となり、統計を取り始めた1995年以降最多となったことがわかった。人数は約63万人。また、25～34歳の雇用者に占める非正規雇用者の割合も26.5%で過去最多だった。（6月19日）

●国年保険料前納割引 来春から2年分に拡大へ

厚生労働省は、国民年金の保険料を口座振替で前払いした場合に割引が適用される前納制度について、前払いが可能期間を、現行の最大1年分から2年分に拡充することを発表した。割引率は2年分で4%（1万4,360円）となる。来年2月から申込み開始となる。（6月12日）

●改正道路交通法が成立

改正道路交通法が成立した。車の運転に支障をきたす病状を虚偽申告して免許を取得・更新した場合の罰則の新設、無免許運転の罰則引上げ、悪質な自転車運転者に対する安全運転講習の義務付けなどが主な内容。公布後、半年から2年以内に順次施行される。（6月7日）